

請願第12号

2014年9月 16日

川崎市教育委員会委員長 島 正人 様

橋本清 川崎市多摩区菅仙谷 [REDACTED]

044-[REDACTED]

8月30日に開催された教育委員会会議において、議事日程通りの4件の請願の採否を議決する以前に再選定の「高校教科書」が「採択」されたことは、基本的人権の一つである請願権の侵害であり、関連した高校教科書採択は無効であるので、再度の請願審議と教科書採択を求める請願

請願の趣旨

そもそも当日の審議日程にあった通り、四つの請願を3人からの陳情が終わった後に請願の採否の審議をすべきであったにも関わらず、陳述の後に直ぐに議事の「平成27年度使用高等学校教科用図書の採択について」に移り、その教科用図書の採択を行った後で、「新しい教科書を採択したので、これらの請願は不採択で良いですね」との教育委員長の発言と教育委員の同意で審議がされない今までの不採択になったのは、日本国憲法等の関連法規で保障されている請願権に対する遵守義務に反し、さらには請願者の誠意をないがしろにしたという点で人格権を侵害するものです。

このような事態を主権者として看過することはできません。8月30日の当該採択と請願の議決は無効とすることを議決し、改めて私が8月22日づけで提出した請願第7号の公正な審査と当該採択の実施を要求します。

I、今回の議事運営と議決は、日本国憲法第16条に謳われている内容に明確に違反していること。因みに憲法16条「請願権」の内容は以下の通りです。「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」

II、そして、憲法の規定を受けて、請願法が制定され、その第5条にはこのように述べられています。すなわち「この請願に適合する請願は、官公署において、これを受理し、誠実に処理しなければならない」。今回の議事運営は「誠実に処理」とはほど遠く、請願者の誠意を愚弄するものです。

III、さらに、川崎市教育委員会規則においても第16条（請願又は陳情）には以下のように述べられています。

「1 委員会に請願又は陳情（以下「請願等」という。）しようとするものは、その趣旨並びに請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）の住所及び氏名（法人その他の場合には、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した文書（以下「請願書等」という。）を委員会に提出しなければならない。



2 前項の規定により請願書等を受理したときは、委員長はこれを会議に付し、審議を行い、その結果を請願者等に通知しなければならない。

3 本条第1項の規定により請願書等を提出した者は、委員会が許可したときは、委員長が定めた時間内において、請願等に関して陳述することができる。」

今回の議事運営は、上記16条3に言う「会議に付し」たものとは、社会通念上認められるものではなく、法規を恣意的便宜的に解釈し、運用したもので、こうした行政行為は違法であるとの最高裁判決（1997・8・29）に反します。

以上の諸規定に照らして、今回の議決が人権侵害であることは明らかです。よってここに、新規のものとしての第7号請願の審査を要求し、同時に高校教科書の採択のやり直しを要求します。